

但馬皇女挽歌の再検討

— その儀礼的背景 —

影 山 尚 之

はじめに

(二一—二〇三)

但馬皇女は和銅元年六月二五日、三十三歳ぐらいで薨じ^①た。異母兄穂積皇子との関係がその時点でいかようなものであったか明らかでないが、藤原宮出土の木簡に「多治麻内親王宮」と記されていることは、但馬の晩年において、^②両者が正式の夫婦関係になかったことを示しているようである。

にもかかわらず、穂積皇子は但馬皇女の薨後、一首の挽歌を詠じ、『万葉集』巻二にとどめている。

但馬皇女薨後穂積皇子冬日雪落遙望御墓悲傷流涕
御作歌一首

降る雪はあはにな降りそ吉隠の猪養の岡の塞爲卷爾

これについて犬養孝氏は論文「但馬皇女の歌」の中で、「降る雪はひどく降ってくれるなよ、吉隠の猪養の岡が、さぞ寒むかろうから」とうたう心は、なんと深い、亡き人へのいとおしみであろうか。亡き人の眠る岡はそのまま亡き人そのものに思われてきて、「吉隠の猪養の岡の…」の律動にのるように、さんさんと雪の降りつむ岡への慕情は波うってそそがれ、いたわりいとおしむ気持は、深々とうち出されるのだ^③。

と述べておられる。一首の鑑賞としては行き届いたものと言えようし、一般の理解を代表しているとも言える。しかしながら右の鑑賞は第五句の訓を「サムカラマクニ」とすることを前提としてのみ成立する。最近のテキスト類はほ

ほすべてこの訓みを採るが、はたしてそれに問題がないのかどうか。たしかにこの訓みを採ることで一首は名歌の位置を占めうるであろう。穂積が但馬の死を心から悼み、墓のなかにある但馬が寒い思いをせぬようにたわゆる気持ち時代を超えて我々の胸をうつであろう。けれどもそうした受け取りかたはあまりに近代的にすぎるのではないか。

「死」という問題に関しては、古代人と現代人との間に考え方の大きな隔たりがあるはずである。そして、とくに前期万葉の挽歌においては、純粹に作者の悲嘆・哀惜といった感情のみを母胎として詠出されるということは稀で、何らかの儀礼的な場から発想されることが通常である。この歌の場合でも題詞にことさら「冬日」とあるのは特定の時期が作歌行為とかかわるように見えるし、「遙望御墓」とあることもある種の儀礼を暗示しているように見える。古代の歌は古代に引き戻して考えなければならぬというものはや常識であるが、今も可能な限り古代の時空の中で一首の意義を考える必要があるだろう。第五句の訓もその中でもういちど検討してみる余地があることと思う。

訓釈をめぐる

『校本万葉集』によって検するに、第五句の本文は金沢本以外すべて冒頭に掲げたように「塞爲巻爾」となってお

り、その場合の訓はいずれも「セキニセマクニ」とある。金沢本では「塞」字を唯一「寒」に作るが、それでも訓は「せきにむせまくに」であり、「む」は澤瀉『注釈』にいうように衍字と認められるから、やはり「セキニセマクニ」であつたと見てよいだろう。「爲」は普通に正訓字として動詞「ス」に用いる字であり、助詞「ニ」の読み添えにも無理はなく、それ自体は問題のない訓みである。『代匠記』精選本はこれを探り、

哥ノ意ハ、雪タニモ沫ニフラス、イヤカタマリテ皇女ノ魂ヲ猪養岡ノヨソヘウカラシ參ラセヌ關トナレ。魂タニ彼処ニオハシマスト思ハ、セメテノ慰サメニセムトヨマセ給フナリ。

との解釈を示した。この解釈の当否については後に検討することにする。『考』『略解』などは「セキナラマクニ」と訓んだが、この場合の「ナリ」は断定・存在の助動詞と解さねばならず、歌意をなさなくなる。『講義』その他の「セキニナラマクニ」、井上『新考』の「セキトナラマクニ」であればその点無難ではある。

金沢本の本文によって「サムカラマクニ」の訓を案出したのは守部の『萬葉集緊要』であり、『檜婦手』でもこれを主張している。古注釈ではしかしこの訓を採るものはない。たらず、管見の範囲では『美夫君志』が最初にこれを発掘

したようである(ただし一案として提出したにとどまる)。昭和に入ってから、なお『注釈』『総釈』のように「セキナサマクニ」の訓を採るものもあつたが、岩波大系本以降は「サムカラマクニ」もしくは「サムクアラマクニ」に定着した観がある。目に触れたかぎりの諸注釈の訓を左にまとめておく。

セキニセマクニ……旧訓・拾穂抄・代初・代精

セキナサマクニ……古義・総釈・秀歌(茂吉)・注釈・

新版新校・岩波文庫

セキナラマクニ……考・略解・攷証・美夫君志

セキトナラマクニ……新考(井上)

セキナラマクニ……講義(山田)・評釈(窪田)・私注

サムカラマクニ……檜孀手・美夫君志一案・口訳・大

成本文篇・新校・岩波大系・小学

館全集・角川鑑賞・新潮集成・埴

角川文庫(伊藤)・旺文社文庫(桜

井)・講談社文庫(中西)・秀歌(中

西)・注釈万葉集選・全注

サムクアラマクニ……朝日全書・桜楓社

サハリセマクニ……全註釈

われわれは、新たな誤字説にでもよらないかぎり、右の中から妥当な訓を見つけ出すしかない。可能性は右で尽き

ていると思われるのである。煩雑ではあるがいちいちについて考察を加えておくことにする。

旧訓「セキニセマクニ」に対し『考』は、

今本、上をあはになふりそ、下をせきにせまくに、と訓みたるは、雪の淡しくなふりそ深くつもれ、さらば皇女の罷路の塞となりて留らん物、といふ意と思へるなるべし、こは六月に薨給ひて、其年の冬の御歌なれば、今更に罷路をの給ふならぬ事知るべし。

と述べて自訓を提示し、

一周の間は家人など新墓へ行宿り、よき人も度々詣る故に、雪深くふらばその道も絶なんを悲しみて、かく

よみ給ふ也。

と解した。『考』は第二句を「サハニナフリソ」と改訓したのであつたが、今日では、若干疑問は残るものの、「アハ」と訓んで「サハ」の意に取ることができそうである。⁽⁴⁾ たしかに前引の『代匠記』は「アハ」を「淡」に取っているようで、『考』の批判はその点で正しい。「皇女の罷路の」云々は『代匠記』の示す解と異なるが、強く雪を降らせることである地点に皇女の魂をとどめようとする作者の意志を「セキニセマクニ」の訓から読み取ることに違いがない。そうすると「アハ」を右のように理解したとき、上句で雪の強く降るのをやめよと願ひ、下句では行く手を阻む「セ

キ」としようから、と理由づけをするかたちになり、一首のなかに矛盾を含むことは明らかで、この訓は成り立たないであろう。

解釈の方向としては『考』が正当である。ただし、「一周の間は」云々については、『略解』もこれを踏襲しているのであるが、問題が存するのであとで考えることにする。訓の「セキナラマクニ」は従いがたいこと、すでに述べたとおりである。

「セキナサマクニ」も他動詞であるゆえ、作者の意志を表すことになる点で右と同じであると判断される。ただ、『注釈』はこれを、

セキナサマクニは必ずしも作者が「塞かむと欲する意」ではなく、古義の如く、雪が「塞をなさむこと」で少しも不都合でない。

と説き、大意として『考』とほぼ同じ方向を示した。たとえそのように解せるとしても「爲」字を「ナス」と訓んだ確実な例はなく、ほとんどが「成」字をもちいていること⁵⁾はこの訓を採用することを躊躇させる。それに、第五句を他動詞に訓んだとして、上二句で呼びかけの対象とされた「雪」をこの主語と解することにはかなり無理があると思うがどうであろう。上句で禁止の呼びかけがあり、下句でその理由が述べられるという構造はひとつの表現様式であった

ようで、

ほととぎすいたくなく鳴きそ汝が声を五月の玉にあへ貫くまでに
(八一—四六五)

しぐれの雨間なくな降りそ紅にほへる山の散らまく惜しも
(二五九四)

春雨はいたくなく降りそ桜花いまだ見なくに散らまく惜しも
(二八七〇)

朝鳥早くな鳴きそ我が背子が朝明の姿見れば悲しも
(十二—三〇九五)

など例が多い。「ほととぎす」「しぐれの雨」「春雨」「朝鳥」いずれも呼格であるが、これらが下句の主語になることはないのである。今も「吉隠の猪養の岡」を主語と考えるべきではなからうか。

『新考』の「セキトナラマクニ」は『講義』が批判したように、「ナル」が格助詞をとるときは「ト」でなく「ニ」であることが多いこと、「ニ」は読み添えになる例も多く、「ト」は比較的丁寧に表記されること、などから、可能性がないわけではないけれども、今は退けておく。

「サムカラマクニ」「サムクアラマクニ」は一括して扱ってよいであろう。上述のように守部が「塞」字を「寒」字の誤としてこの訓を案出したのであったが、この訓みには「爲」を「有」の誤写と処理しなければならないという問

題がある。「講義」にいうように当該部分の本文異同はなく、他の箇所でも「爲」「有」の誤写があるとはいっても、それを安易にここに適用するのは危険である。しかも、唯一「寒」字を有する金沢本にも「セキ」の訓を施すことは、『注釈』の批判するように「塞」から「寒」への誤写と考へることがはるかに合理的なのではないか。これが難訓歌であれば誤字説をとることに躊躇すべきでないと思つて考へるが、「塞爲」で十分訓読が可能であるのだから、それによつて適切な解釈が引き出せるのならば、あえて誤字説を唱へるには及ばない。

『全註釈』の案は「爲卷爾」を「セマクニ」と訓むべきことを前提とし、そのために「塞」を三音に訓まねばならないとして考へられたもので、やや無理があろう。以後の諸注釈がこれを採らないのもそうしたところからであると思われる。

「セキニナラマクニ」の訓に対しては『全注』が、「猪養の岡」とこのセキとの関係に疑問が残る。おそらく講義に説くように「猪養の岡の墓所への通路を遮る関」ということになるのであろうが、そうした意味をオカヒノヲカノセキニナラマクニで表現しえているのか否か疑問に思われるのである。「猪養の岡の塞」では、猪養の岡自体が関になることを意味するのではな

かろうか。

と批判している。言われる通りで、「猪養の岡の塞」は「猪養の岡への関」の意にはならないだろう。先に述べたように、上句に禁止の呼びかけを持つ歌では、呼びかけの対象となったものが下句の主語となる例は見られなかった。ここでも、「雪」に対して呼びかけており、その雪が「関」になるのではないのである。第五句の主語は「猪養の岡」以外にはないのであり、雪の降ることによつて猪養の岡が通行不能になることを危惧しているのだと解せるはずである。

『全注』は続けて、「皇女の墓が猪養の岡にあつたと思われるので、それでは一首の形をなさない」と言うが、そうではあるまい。「セキ」は、塞きとめる、行く手をはばむ意の動詞「セク」の名詞化した形で、「関所」の「関」もむしろそこから出ているのではあるが、ややニュアンスを異にしていると思われる。「猪養の岡」が「関」になるとしたら猪養の岡を越えていくことが阻まれるように受け取られそうだが、おそらくこの歌では猪養の岡が「塞きとめ」られた状態、すなわちそこに分け入っていくことが阻まれるという意を表すのであろう。

このように理解してよいならば、「セキニナラマクニ」は訓みにも解釈にも最も無理のないものということになる。念のため付言する。「爲」字を動詞「ナル」に訓んだ確実

な例は、集中ではただ一例、

：緑兒乃 哭乎毛置而 朝霧 髣髴為乍：

(三一四八一)

とあるだけだが、『日本書記』には、「其清陽者薄靡而爲天重濁者淹而爲地」(神代紀上第一段本文)、「便化爲人號國常立尊」(同上二書第五)、「其一段是爲雷神、一段是爲大山祇神」(同上第五段一書第七)などあつて問題ないであらう。またその際、助詞「ニ」が読添えになる例のあることは先にふれたが、見落しがなければ九例が検出され、多いとは言えないが、今の障害にはならないと考える。

これがたとえ「サムクアラマクニ」の持つ抒情性には及ばないとしても、現段階ではこの訓を採るのが穩当と言えよう。次にこの歌がどのような場面で、どのような機能を果たすべく詠まれたのかを考えてみたい。

御墓遙望

第五句を「セキ」と訓む注釈書は、いずれも穂積皇子が但馬皇女の墓に詣でることを念頭においている。上に引いた『考』では、

一周の間は家人など新墓に行宿り、よき人も度々詣る故に、……

としていた。同様の指摘が『略解』『古義』にも見える。し

かし上代にそのような墓参の習慣があつたことを私は寡聞にして知らない。『日本書紀』天武八年三月に天皇が生母斉明の陵を拜した例があるが、これは特殊な場合である。『評釈』に、

皇女の薨去になつたのは六月であるから、この冬の日
は、その年の冬と思はれる。尊貴の御方には殯宮一年
の儀があり、その間は御生前に准じた奉仕をした。皇
女に對してもそれに准じた事が行はれてゐたらうと思
はれる。それだどこにいふ冬の日は、その殯宮の期
間ではなかつたかと思はれる。

としたのは、この歌の少し前に配列された日並皇子の舍人
働傷歌群におよそ一年におよぶ舍人の殯宮奉仕が読み取れ
ることから、いちおうもつともな見解ではある。しかしこ
の時期、薄葬令がかなり忠実に守られた形跡があり、⁽⁸⁾但馬
皇女より一年はやく崩御した文武天皇は慶雲四年六月十五
日に崩じ、その年の十一月二十日に檜隈安古山陵に埋葬さ
れているほどであるから、常識的に考えれば皇女の殯宮期
間はそれよりもさらに短かつたか、あるいは殯宮そのもの
が行われなかつたと判断するべきであらう。梶川信行氏が
注目しておられるように、元明天皇以降の殯宮記事が『続
日本紀』に見えず、亡くなつたその日に埋葬されている皇
族さえあるという状況からは、⁽⁹⁾長期間にわたる殯宮を想定

することが不可能である。かりに行われたとしても、殯宮は生前の居所近くに営まれるのが通例であり、藤原宮と吉隱の猪養の岡」とは距離の隔たりが大きすぎるように思われる。

題詞には穂積皇子が墓を「遙望」するとあるのだから、墓参にしても殯宮奉仕にしても、皇子自身がそこに赴くというのではない。その点に留意しているのは『注釈』で、

作者は遙かに御墓の方を眺めやつてゐるので、今お墓へ参らうとされてゐるのではない。しかし作者の心はいつもその道をゆきかよつてゐるのである。

と解する。だが、冒頭に述べたように、この歌を純粹に皇子の悲傷の心からのみ詠まれたと理解するのは古代和歌の実態に即しているとは言えない。つまり「遙望」とは皇子の自発的な行為ではなく、そうすることがいわば制度として要請される儀礼的な行為であったと見るべきなのである。神永あい子氏は、万葉挽歌がすべて死後間もなく詠まれるか、そうでなくとも死者を思い出しやすいような儀礼・状況の下で詠まれているのに比べ、

穂積皇子の歌は、死者を思い起こさせるような特別なことは何もおきていないのに、死後、少なくとも半年程経って詠われている⁽¹⁰⁾

ことが異例であると、疑問を提示しておられる。私はこの

歌も異例では決してなく、「冬日」に行われる儀礼を動機として詠出されたのだと考える。そしてそのことと「セキニナラマクニ」とうたうことがかわりを持つはずなのである。

ここで想起されるのは、岡田精司氏が壬申の乱における大海人皇子の伊勢神宮遙拝にふれて、

これは天下の帰属を賭けた皇位にかかわる祈願である。ただ遠方から神宮の方角に向つて拍手を打つて拜むだけ、ということではあるまい。…(中略)…天武の場合も、恐らく遙拝と前後して使者を派遣して幣帛を供え、祈願文を神職に伝達したことである⁽¹¹⁾。

と指摘されていることである。この場合は「遙拝」とあつて今の「遙望」とは異なっている。「拜」は明らかに儀礼的行為であると認められ、「望」にはそうした意義が稀薄であるとも言える。しかし、「望」にも儀礼的意義のあることは「望国」や「望祀山川」などの例によつて跡づけることができる。白川静氏『字統』には、

遠く望むことによつてその妖祥を察し、またその眼の呪力によつて敵に圧服を加える呪儀を望という。

とある。「遙望」については『周礼』春官、男巫に、云望祀者、類造■桀、遙望而祝之、云望衍者、衍、延也、是攻説之禮、遙望延其神、以言語責之。

とあつて、明らかに祭儀である。『古事記』下巻、

於是天皇、戀其黒日賣、欺太后曰、欲見淡道嶋而、幸行之時、坐淡道嶋、遙望歌曰

の例は、あとに続く歌謡が国見歌であることから、国見儀札を示すものである。

このように「望」にも儀札的意義を認めることができるならば、右の岡田氏の言をここに適用することもあながち無理ではなからう。すなわち、皇子は宮中もしくは居所にあつて墓の方角を「遙」かに「望」むのであるが、それ自体儀札的意義を持ちつつ、同時に使者が派遣されて幣帛なり供物なりを墓に献じたのではないかと考へるのである。

その儀札とは具体的にどのようなものであつたか。結論から言えば、私はそれを「荷前(のぎさき)」であつたと考へている。これは題詞に「冬日」とあるのと時期的に合致する。伴信友『比古婆衣』はその意義を次のように説明している。

荷前とは諸國の御調の絹布の類をはじめ、くさぐさの中の最物を撰びて取分置て其をまづ天照大御神に奉り給ひ、また相嘗に預り給ふ神たちの幣物にも奉り給ひ、また御世々々の山陵に奉り給ひさて其残を天皇の受納領す御事になむありける⁽¹³⁾

つまり諸國から朝廷に貢上された調・庸の初荷のことであ

り、神事用と陵墓への供物用に前もつて抜き取つた、その残りを天皇が食するというのである。抜き取つて正倉に別置したものを「荷前物」と称した⁽¹⁴⁾。祈年祭祀詞に、

辭別きて、伊勢に坐す天照らす大御神の大前に白さく、
：(中略)：、狭き國は廣く、峻しき國は平らけく、
遠き國は八十綱うち掛けて引き寄する事の如く、皇大御神の寄さしまつらば、荷前は皇大御神の大前に、横山の如くうち積み置きて、残りをば、平らけく聞しめさむ。

と見えるのはいうまでもなく天照大神への奉幣であり、『続日本後紀』仁明天皇承和七年五月辛巳条に見える、

後太上天皇願命皇太子：(中略)：又歳竟分綵帛。号曰荷前。

は著名な淳仁の「散骨の遺詔」であつて、歳末に陵墓祭祀のために綵帛を献ずることを言っているものである。時代は下るが誹諧初学抄にも、

荷前使 同のさきの箱 十二月十二日也 年の終に先帝御陵へ幣帛を奉る也

と見える。『国史大辞典』によれば、

この荷前には、諸陵寮から諸陵・諸墓に献ずる常幣と、内裏から近陵・近墓に献ずる別貢幣とがあり、両者は同日に班幣される。

とあり、前者は延暦十六年に、後者は弘仁四年にそれぞれ
確実に行われた形跡がある。¹⁵この区別は重要である。職員令
〔義解諸寮司（諸寮司は天平元年八月癸亥に「寮」となる）
には、

正一人、掌祭陵靈謂十二月奉
荷前幣是也

があつてここに「荷前」の文字が見える。常幣である。陵墓
に荷前のものを奉獻する使者を荷前使と呼ぶが、その派遣
の日については「延喜式」太政官に、

凡季冬獻幣於諸山陵及墓。皆用當年調物。中務省預擇
大神祭後立春前之吉日。十二月五日以前申送進太政官。

とあつて十二月上卯日の大神神社の祭以後、立春以前の吉
日を選ばれたことがわかる。同様の規定が同書陰陽寮にも
見える。右は続けて、

又式部點散位五位已上進其交名。爲補侍從
不參之闕當日參議已上。

少納言弁外記史等。着別供幣所幄行事。其幣者内藏寮
供擬。色數見内
藏寮式至時尅天皇御建礼門前幄。礼拜奉班。但常

幣者。參議已上一人弁外記史等。向大藏省奉班。其使
者中務式部差定移送治部。

と記し、別貢幣の場合は天皇が直接建礼門に赴いて「奉班」
すること、常幣の場合は参議以上の官人が大藏省において
「奉班」することが規定されている。そして、当日は参議
以上が供幣所に出座して事を行うとしている。幣のうちわ

けについても同書諸陵寮にそれぞれ定められており、幣物
は当日、縫殿寮の南庭に五丈の幄を立て幔を懸けて準備さ
れたと、同じく「延喜式」大藏省にある。まさに祝詞にあ
るような「横山の如く」の様相を呈していたことであろう。

荷前の幣を献すべき陵墓として『三代実録』天安二年十
二月九日の詔には「十陵四墓」を定め、同元慶八年十二月
二十日には「十陵五墓」に改めている。¹⁶その間の異動もあ
り、その時々々の情勢によりしばしば改変されたものと思わ
れる。ただしこれは別貢幣に限られ、常幣の方は右の定め
にかわりなく毎年派遣されたと考えてよいだろう。

以上の資料はいずれも平安時代のもので、上代にこのよ
うな儀礼が実施されたことを確実に示す例は残念ながら存
在しない。むろん陵墓への奉幣は『続日本紀』にも散見す
るが、それが「荷前」の名称で呼ばれることがないのであ
る。しかしながら以下にあげることがらは、奈良時代以前、
天武・持統朝に「荷前」が行われていたことを推測させる
ものである。

まず、「荷前」の語は次の歌に見えている。

東人の荷前の箱の荷の緒にも妹は心に乗りにけるかも

(二一一〇〇)

これは久米禪師と石川郎女との贈答歌として万葉集に載る
ものであるが、東国から宮中に届けられた荷前の品物を属

目の景物として詠みこんだのであろう。想像すれば、伊勢神宮や諸神への奉幣のために取り分けられた「横山」のごときさまを作者は目にしていたのだろうか。諸神への奉幣すなわち相嘗祭については天武紀五年十月三日条に、

丁酉、祭幣帛於相新嘗諸神祇

と見える。また持統紀五年十月八日の詔ではじめて公式に「陵守」が設置されたのは、このころ陵墓祭祀が本格化したことを示すのであろう。¹⁷⁾ 文武三年十月十三日に越智(齊明)・山科(天智) 山陵修造のために赦があり、同二十日、衣縫王、大石王らを派遣して事にあたらせていることも関係があると判断される。

こうした状況を踏まえれば、但馬皇女挽歌制作時にその墓への奉幣を想定することは無稽ではありえない。想像にすぎないが、上代にあつては「常幣」「別貢幣」の区別なく陵墓への奉幣が諸陵司(寮)の管轄のもとに行われたのではないだろうか。資料に見えないのも、そのあたりの事情によるものではないかと考えられよう。¹⁸⁾

この荷前の制は十二月晦日に死者の霊をまつる「御魂祭」とかわりがあるのかもしれない。『小右記』寛仁元年十二月三十日に、

甲午、入夜解除、奉幣諸神、次拜御魂、皆之例事也、

亥尅追儼

とあつて宮中で恒例の行事として御魂を祭ることをしたようである。¹⁹⁾ 平安以降の文学作品には「御魂祭」が描かれること多く、『かげろふ日記』巻末部分、天延二年の晦に、

明日の物、おりまかせつ、人にまかせなどして、おもへば、かうながらこえつ、今日になりけるも、あさましう、みたまなどみるにも、れいのつきせぬことにおぼ、れてぞ、はてにける。

とあり、『後拾遺和歌集』哀傷に和泉式部の歌、

十二月の晦のよよみはべりける

なきひとのくるよときけどきみもなしわがすむやどや
たまなきのさと

がある。『徒然草』の有名な第十九段にも、

亡き人のくる夜とて玉まつるわざは、この比都にはなきを、東のかたには、なほする事にてありしこそ、あはれなりしか。

と記されて、兼好の時代にはすでに廃れはじめていたことを知るが、このころになると魂祭が七月の盆行事のみに定着を見るようになるからであろう。それでも近代に至るまで高知県東北部から徳島県南部にかけて「巳の正月」と呼ばれる民俗がやはり十二月に行われた魂祭として残存しているという。²⁰⁾ この行事が上代にさかのぼりうることは、『日本霊異記』上巻十二縁「人畜所履髑髏救収示霊表而現報縁」

に明らかである。長文にわたるので引用は避けるが、元興寺僧道登が奈良山の谷で見つけた鬮を哀れんで、従者万呂にそれを樹上に拾い上げさせたところ、十二月晦日にその鬮の化生した男が万呂の住居を訪ねて生前の家に案内し報恩するという奇譚である。その中で鬮が、

今夜にあらずは恩に報いむに由無し

と言っているところがある。死霊はこの夜だけ現世にとどまることができるといっているのである。さらに、

時に、其の母と長子と、諸霊を拜せむが為に其の屋の内に入り……

と記されるから、魂を祭る行事のあったことは確かである。説話の設定時代を大化二年とするのは信じられるかどうかはわからないが、奈良朝ごろにすでに御魂祭の行われたことは認められると思う。こうした観念が荷前奉獻の背景としてあったのではなからうか。

穂積皇子が「冬日」に「御墓」を「遙望」するという題詞の意味は、以上のように考えていくとくぶん明らかになってくるであろう。

まとめ

穂積皇子が宮中から猪養の岡を「遙望」するというのがそれ自体儀礼的な行為であっただろう。正月儀礼の四方拝

の一環として陵墓を「拜」することがあるが、これも同様の意義を持つものかもしれない。意味するところは死者への鎮魂であろう。「望」という行為にそうした意味があったのである。雪の降る日や雨の日に藤原宮から「猪養の岡」は見えないとして、黒沢幸三氏はこの歌を「路上の吟」と推定されたのであるが、²²実際に見えるか否かは、この場合問題ではない。歌が詠まれたのは藤原宮、今まさに荷前使が陵墓に向かおうとする場であった。

荷前の制が当時あったとしても、但馬皇女の墓にそれが奉幣されたかどうか、疑問視する向きもあろう。のちの別貢幣の対象となる陵墓について、注16に掲げておいたが、それらはいずれも清和・光孝朝を基点とした父系・母系の祖先に限られており、傍系に及ぶことはない（参考系図1）。元明朝現在にあっては、祭祀されるべき父系・母系の祖先としては、元明の子文武、その父草壁、またその父天武、母持統、そして元明の父天智といったところであろう。先にふれた文武三年十月の越智・山科山陵修造、大宝三年十二月に持統を天武大内陵に合葬したこと、および慶雲四年四月に草壁皇子の命日を国忌と定めたことなどはそうした意義があったことと推測される。しかし、述べたように上代にあっては常幣と別貢幣の区別がなかったと思われる、荷前使派遣も右に限定されることはなかったのではないか。

天武の内親王であり高市皇子の室でもあつた但馬皇女の墓が軽く扱われたとは思えないし、和銅元年の時点で薨去した天武系皇子女としては但馬のほかは草壁・大津・弓削・忍壁・十市があるにすぎない。さらに、但馬の母は藤原鎌足の女水上娘であつた。言うまでもなく、和銅元年に藤原不比等は正二位左大臣として穂積皇子に次ぐ位置を政界に占めており、慶雲四年四月には不比等の功績を称えて食封五千戸を賜う旨の宣命が出されているなど、いよいよ重んじられていたのである。

もうひとつ考えあわせるべきは、この年和銅元年が元明天皇の踐祚の年にあたっていることである。諸陵墓に対しての鎮祭はとりわけ篤かつたことと想像される。元明の即位自体、文武と藤原宮子との間に生まれた首皇子へ皇位を継承するための「中継ぎ」であつたわけで、間接的ではあるが、藤原氏の流れを受けた但馬皇女の墓は看過できないものであつたと思うのである（参考系図②）。

当時、知大政官事の地位にあつた穂積皇子が荷前使の発遣の場になかつたとは考えられない。私は皇子のこの地位・立場が但馬皇女挽歌を詠ませたのだと考える。たとえば皇子は持統上皇の葬儀にあつて御装長官に任じられたが、同様の儀礼執行者としての立場で作歌していると見られるのである。半年前に亡くなつたばかりの恋人への追慕

の念がこの時、皇子のなかで高まつてきたことは否定しない。しかし、そうした悲傷の心情のみを母胎として挽歌は成り立ち得ないこと、繰り返し述べた通りである。公人として儀礼の場に臨み、幣の奉班を終えて陵墓を「遙」かに「望」んで、新喪にあたる皇女への鎮魂をしたのであろう。荷前使は藤原宮から泊瀬の奥、「吉隠」へと向かうのである。奈良の平野部は雪の少ないところだが、泊瀬地方は今でもかなりの降雪があり、傾斜地では、ことに供物を運搬しての通行には支障をきたすにちがいない。

この降る雪がひどくは降らないでくれ。猪養の岡がふさぎとめられた状態になつてしまふから。

そうした状況のもとにこの歌は発想されたものと私は考える。ここから皇子の嘆きを看取することは容易であり、いわゆる呪的儀礼歌ではあり得ない。けれども述べてきたような儀礼を背景としないでは生まれることのなかつた嘆きなのである。

今朝の朝明雁が音聞きつ春日山もみちにけらし我が心痛し
(八一―五二三)

右の一首は北島徹氏によれば、和銅三年の秋に詠まれたものであるといわれる。「心痛」いわけは、亡くなつた但馬皇女を回想しているからであらう。初秋という季節が皇女

のいわば命日にあたるわけで、法会のごときが催されたのかどうかはわからないが、作歌動機は推察できる。ここには皇子の深い哀惜の念があらわれていると読むことができ、猪養の岡を望んだときの皇子の心境もおそらく等質のものであつたらう。ただ、何度も言うように、皇子に哀惜の念をわきおこさせる場というものがなくてはならない。そしてその場を想定したとき、近年では顧みられることの少なくなった「セキニナラマクニ」の訓がむしろ穂積皇子の発想と一致するものであることを本稿では述べてみたつもりである。

注1 但馬皇女の生年は未詳。ただ、母の氷上娘が天武十一年（六八二）に薨じているから、但馬皇女は和銅元年の薨去の際、若くとも二十七歳になっていたことになる。氷上娘の薨去が皇女出産によるものと見るならば、天武十一年生も考えられるが、それだと高市皇子薨去の持統十年（六九六）に十五歳、穂積皇子との交渉は持統四、五年のことと考えられ、その時十歳前後となつて、若すぎるといわねばならない。『万葉集歌人事典』（雄山閣）は氷上娘の父鎌足、兄不比等の生没年考証を経て、「西暦六七五年」をはじきだしているが、同書は天武十一年を六八三年と誤っているため、これを「西暦六七六年」と訂正して、但馬皇女生年のいちおうの目安としておきたい。

2 木簡の文言は左の通り。典葉寮関係のもので、大宝三年ごろに内裏の東を限る大溝に一括して捨てられたという（和田萃氏「万葉挽歌の世界」『日本の古代別巻 日本人とは何か』中央公論社）。

表 「受被給葉車前子一升西辛一両久參四両 右三種」

裏 「多治麻内親王宮政人正八位下陽胡甥」

黒沢幸三氏「穂積皇子と但馬皇女」（『文学』昭和五三年九月）の指摘するように独立の宮家を営んでいることは皇女が寡婦として生活していたことを示すものである。

3 犬養孝氏「但馬皇女の歌」（『万葉集を学ぶ 第二集』有斐閣）

4 沢瀉久孝『万葉集注釈』所引の佐竹昭広氏説による。なお、『万葉集私注』はこの「アハ」を巻七挽歌部一四〇四番歌に見える地名「阿婆」と同一であろうとし、藤原宮から吉隠までの途中に「アハ」という地が存在したのだと説いた。興味深い説ながら、「ナ：ソ」の禁止の呼びかけを持つ歌で（地名・場所）「ニ」の限定がされる例はなく、逆に副詞的な語が限定を加える例は多い（一五三、一三七〇、三五三五など多数）ことからものにわかには従えない。

5 ただし、十三―三三三六番歌では「所爲」で「ナス」の訓をあてている本が多い。

6 十一―九八六、十三―三三三四三番歌など。

7 一方で『万葉集総釈』のように「サムカラマクニ」を「理に堕ちてこせついで来てよくない」とするものもある。

8 和田萃氏「殯の基礎的考察」(『史林』昭和四十四年九月)

9 梶川信行氏「挽歌」の位相」(『万葉史の論』笠金村) 桜楓社) なお、薨日に埋葬された皇族の例として同氏は文武三年九月二十五日薨の新田部皇子、同年十二月薨の大江山女をあげておられるが、いずれも但馬皇女の薨をさかのぼるものである。

10 神永あい子氏「天武天皇の諸皇子・諸皇女」(『研究資料』日本古典文学⑤万葉・歌謡) 明治書院)

11 岡田精司氏「古代文学における伊勢神宮——皇子の参宮伝承を中心に——」(『上代文学』平成元年十一月)

12 卷一・二番歌に「天皇登香具山望國之時御製歌」とあり、神武紀三十一年四月一日条に「因登腋上曠間丘 而廻望國狀曰 妍哉平國之獲矣」とある。記紀・風土記にはこのほかにも天皇の国見を示すのに「望」字を用いた例が多い。また、『礼記』王制第五に「天子五年一巡守。歳二月東巡守、至于岱宗、柴而望祀山川」とある。吉田義孝氏「思国歌の展開」(『文学』昭和二十三年七月)および斎藤安輝氏「国見の源流—風土記巡幸説話と宮廷儀礼」(『日本文芸研究』昭和六十年十月)参照。

13 『日本随筆全集』第十一卷

14 『国史大辞典』による。『延喜式』大藏省に、
十二月供諸陵幣其物納調之日、別取正、供幣數見諸陵式とある。

15 『類聚三代格』延暦十六年四月二十三日の太政官符「應

停土師宿禰等預凶儀事」に、

…及年終奉幣諸陵使者、普擇所司及左右大舍人雜色人等充之

と見え、『類聚符宣抄』弘仁四年十二月十五日の宣旨に、

參議秋篠朝臣安人宣、承前之例、供奉荷前使五位已上、外記所定、今被右大臣藤原宣自今以後、中務省點定、爲恒例者、但三位以上、外記申上可點者

とあつてともに同時点よりかなりはやくから行われていたらしいことがうかがえる。ただし両者間の格差は大きい。

16 前者は、山階山陵(天智)・田原山陵(志貴)・後田原山陵(光仁)・大枝山陵(高野新笠)・柏原山陵(桓武)・長岡山陵(藤原乙牟漏)・八島山陵(早良)・楊梅山陵(平城)・深草山陵(仁明)・田邑山陵(文徳)の十陵及び、多武峰墓(鎌足)・宇治墓(冬嗣)・次宇治墓(藤原美都子)・愛宕墓(源潔姫)の四墓である。後者では田原山陵、大枝山陵と、右の四墓のうち鎌足の墓を除いた三墓が廃され、後山階山陵(藤原明子)・鳥戸山陵(藤原澤子)及び藤原長良の墓・その妻の墓・藤原総継の墓・藤原數子の墓が加わっている。

17 田中久夫氏は陵戸制が中国から新しく伝来した制度で、
持統五年をさかのぼることはできないとしておられる
〔文献にあらわれた墓地——平安時代の京都を中心として——〕『日本古代文化の探求』墓地』社会思想社)。

18 前掲伴信友『比古婆衣』は「皇年代略記持統天皇段裡書」なるもの(未見)をひいて持統朝に荷前の初発があることを示唆し、また諸陵司(寮)による荷前の制が「こは決て上代よりの制なるべし」と断じている。

19 山中裕氏『平安朝の年中行事』(瑞書房)

20 上井久義氏『喪葬史序説』(『葬送墓制研究集成五 墓の歴史』名著出版)

21 『江家次第』に四方拝事として、

庶人儀
數座云々

北向拜屬星、向乾拜天、向坤拜地、次四方、…中

略…次氏神兩段再拜竈神、可加先聖先師再拜墳墓

と見える。『権記』長保三年の元日にも、

鶏鳴拜屬星天地四方二親墳墓并氏神

とある。

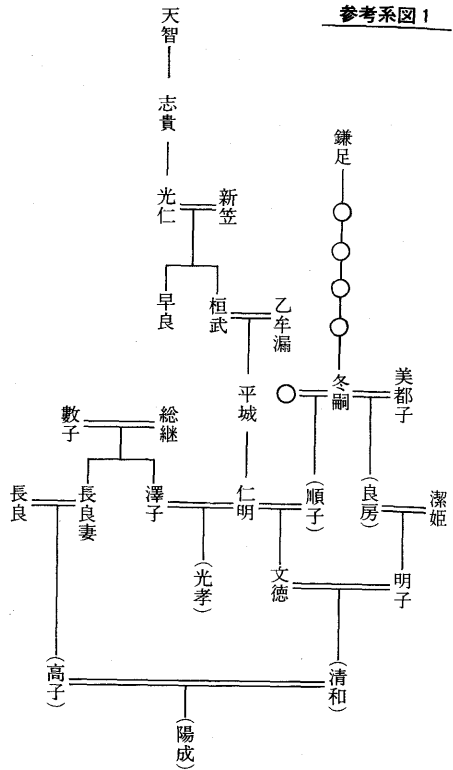
22 黒沢前掲論文

23 『続日本紀』大宝三年十月九日条

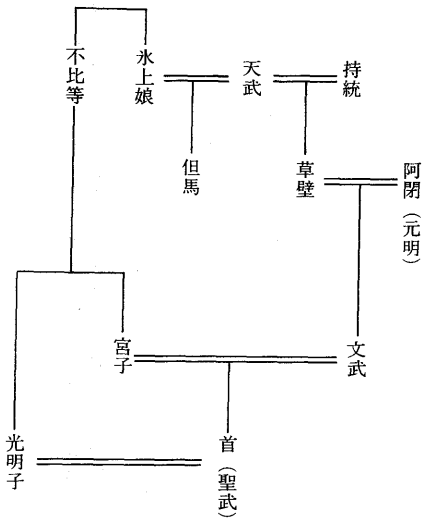
24 北島徹氏「春日山黄葉にけらし我が心痛し——穂積皇子の恋情——」(『古典と民俗』昭和五十八年一月)

(付記) 稿を成すにあたり、近畿大学村瀬憲夫氏、梶川信行氏、関西学院大学斎藤安輝氏、新谷秀夫氏にさまざまにご教示いただきました。記して感謝いたします。

参考系図1



参考系図2



◎ () 内は天安二年、元慶八年の別貢幣にかかわらない人物。